

「にい宿のわたし」 「にい宿のわたし」は中川を挟んで亀有と新宿を結ぶ渡船場。主に水戸街道を往来する大名や旅人がここを渡っていた。 中川の名物、鰻や鯉などの料理店「ふじみ屋」(画面下)「千馬田屋」(中段)が描かれている。



広重「名所江戸百景」共同通信刊



#### 公益社団法人日本橋法人会の理想

わたしたちは、税金が社会共通の経費をまかなうための会費であることを理解し、 自主申告納税制度の伸長をめざすものであります。

当会は、健全な法人納税者の団体として、

- ①まず正しい記帳と適正な申告と納税が行われるようにすすめるとともに
- ②会員の正しい意見が、税制や税務行政に反映するよう働きかけ、
- ③そこにお互いの信頼のきずなを深めながら
- ④企業と地域社会の発展のために幅広い活動を推し進めます。

			次			
署長着任の挨拶	日本橋税務署長	幸安夫	• • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	3
署長退任の挨拶	前日本橋税務署長	石井	徹 •••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	3
副署長着任の挨拶	日本橋税務署副署	景 星野	克壽 ••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	4
税務相談の窓口 税	務署審理担当(法,	人税•源泉	所得税関係	)のご紹介	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	5
特別企画 幸 安夫	新署長に聴く〜E	本橋税務	署新署長イ	ンタビュー	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	6
第50回「名橋『日本橋	⑤』橋洗い」開催	• • • • • •	• • • • • • • • •	• • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	11
日本橋らんちのため	のうまいものめぐり	バヘルシ-	— Lunch	玄米屋」 •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	12
日本橋税務署からの	お知らせ ・・・・・・	• • • • • • • • •	• • • • • • • • • •	•• 14		
中央都税事務所から	のお知らせ ・・・・・	• • • • • • • • •	• • • • • • • • • •	·· 16	ZZ	
中央区役所からのお	知らせ ・・・・・・	• • • • • • • • •	• • • • • • • • • •	•• 17	Z	
にほんばしかわら版	新春号 名刺広告	大募集!	• • • • • • • • •	•• 18		
ぜいきんクイズ・・・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • •	• • • • • • • • • •	·· 19	9	
日本橋税務署新旧幹	部職員名簿 •••••	• • • • • • • • •	• • • • • • • • • •	•• 20	CALL	
統括官・審理官の担当	当支部一覧表 •••	• • • • • • • • •	• • • • • • • • • •	·· 21		
法人会会後の予定・終	編集後記 ······	• • • • • • • •	• • • • • • • • •	•• 22		

#### 署長着任の挨拶

#### 日本橋稅務署長 幸 安夫



秋晴の候、公益社団法人日本橋法 人会の会員の皆様方には、ますますご 清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動で日本橋税務署 長を拝命し、大阪国税不服審判所部長 審判官から転任して参りました幸でご ざいます。前任の石井署長同様、よろし くお願い申し上げます。

日本橋といいますと、江戸時代から 今日まで残る五街道の起点として、古 くから人と物が行き交う歴史と伝統の ある街であるとともに、近年の首が行 ある街であるとともに、近年のがが行 れ、未来に向けた先進性を併せ持った 魅力ある街であると認識しています。こ うした、歴史と伝統、新しい文化が融 する街において税務行政に携わること ができますことは、誠に光栄であり、い た、職責の重さに身の引き締まる思い であります。

貴法人会におかれましては、新型コロナウイルス感染症の影響により行動が制限される中におかれましても、十分な対策を講じたうえで、研修会や各種セミナーの開催等、正しい税知識の

普及と納税意識の高揚を目的とした活動に熱心に取り組んでいただいております。三田会長をはじめとする役員並びに会員の皆様方の御尽力に対しまして、税務行政に携わる私どもといたしましても、大変心強く感じるとともに、深い敬意と感謝の意を申し上げる次第であります。

さて、国税庁では、「税務行政の将来 像」について、「デジタルを活用した、 国税に関する手続や業務の在り方の 抜本的な見直し」(税務行政のデジタ ル・トランスフォーメーション)に取り組 んでいく方針を明確にしています。この 方針を基に、私ども税務当局としまし ては、「納税者の自発的な納税義務の 履行を適正かつ円滑に実現する」とい う使命を果たすため、「納税者の利便 性の向上」と「課税・徴収の効率化・高 度化」を2本の柱としつつ、キャッシュレ ス納付、スマートフォンを利用した所得 税申告など、「あらゆる税務手続が税 務署に行かずにできる社会」の実現を 目指した取組を行ってまいります。

令和5年10月から実施されるインボ

イス制度につきましては、既に適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されているところでございます。インボイス制度開始直後から適格請求、令和5年3月31日までに申請をしていたたく必要があります。事業者のいただく必要があります。事業していただき、余裕を持った事前準備が行えるよう、周知・広報についても努めてまいります。

これらの制度や各種施策を円滑に 進めていくためには、貴法人会の方 の御協力なしには考えられません。 会の皆様方には、従来から税務当局の 施策に関する周知・広報に多大な御協 力を賜っておりますが、今後とも税務 行政の円滑な運営に、より一層の 援とお力添えを賜りますよう重ねてお 願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人 日本橋法人会のますますの御発展と 会員の皆様の御健勝並びに御事業の 更なる御繁栄を祈念いたしまして、着 任の挨拶とさせていただきます。

#### 署長退任の挨拶

#### 前日本橋税務署長 石井 徹



秋晴の候、公益社団法人日本橋法人 会の皆様におかれましては、ますますご 清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動で日本橋税務署長を退任し、国税の職場を退職いたしました。昨年7月に日本橋税務署に着任して以降、三田会長をはじめ日本橋法人会の役員並びに会員の皆様方から心温まるご支援とご協力を賜り、日本橋の一員として国税最後の年を過ごさせていただいたことは、生涯忘れられない幸せな思い出となっております。

この1年を振り返りますと、一昨年より 続く新型コロナウイルス感染症の影響に より、納税表彰式や恒例の街頭活動な ど、中止せざるを得なかった行事もござ いましたが、日本橋法人会におかれまし ては、各種説明会、勉強会等を「三密」を 避ける形で開催されるなど会員の皆様 のご要望に応える取り組みをなされ、 「失われた1年」などとすることなく、しっかりと新たな足跡を残されました。特に「税に関する絵はがきコンクール」の開催では、皆様のご尽力により多くのご応募をいただくことができ、優秀作品の表彰も行われました。また、感染症対策を十分に講じた上で、会員の皆様と日本橋税務署の署長・副署長が自由に意見交換をする機会を設けていただくなど、困難な状況を克服して事業活動を展開されてこられたことに改めて敬意を表します。

私も何回か理事会にお招きいただきましたが、ややもすれば形式的な議事になりがちな会議において、熱意溢れる意見交換がなされるのを目の当たりにし、改めて、日本橋法人会という組織の偉大さと役員の皆様の高い意識を肌で感じることができました。また、署長講演の機会も複数回設けていただき、拙い話であったにもかかわらず、会員の皆様にお

付き合いいただき、楽しいひと時を過ごしたことも深く印象に残っています。

私は、これまで挨拶等の中で、国税庁の任務の一つ、「酒類業の健全な発達」について触れさせていただきましたが、今後も、夕刻になれば日本橋管内に脚を延ばし、管内の酒類業の発展のための任務を個人的に果たし続ける所存です。

結びになりますが、日本橋法人会の皆様方より賜ったご厚情に、改めて感謝申し上げますとともに、幸署長をはじめ日本橋税務署の新体制のメンバーに対し変わらぬご厚情を賜りますようお願い申し上げます。日本橋法人会のますますのご発展と会員の皆様のご健勝及びご事業のご繁栄を心から祈念いたしまして退任の挨拶とさせていただきます。

#### 副署長着任の挨拶

#### 日本橋稅務署副署長 星野 克壽



公益社団法人日本橋法人会の会員の 皆様方には、ますますご清栄のことと お慶び申し上げます。

この度の人事異動で、東京国税不服 審判所から転任して参りました星野で ございます。前任の山口副署長同様よ ろしくお願いいたします。

日本橋法人会の皆様方には、平素から税務行政全般にわたり御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

貴法人会におかれましては、数多くの研修会や講演会等を積極的に開催され、活発な公益活動を展開されており、また、会員企業に対してのみならず、地域社会の健全な発展に貢献されていると伺っております。

今後も、三田会長を中心にますます 魅力ある公益活動を展開されますよう 御期待申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症も 未だ予断を許さない状況が続いており ますが、最近の税務行政を取り巻く環 境は、より一層経済社会のデジタル化 が進展しております。

このような環境の下で、日本橋税務署といたしましても、納税者の皆様が簡便・正確に手続を行うことができるよう利便性を高め、社会全体のコスト削減や企業の生産性向上を図る観点から、電子帳簿保存法に基づいた帳簿書類のペーパーレス化、e-Taxの一層の普及・添付書類も含めた電子化に努め

るとともに、納税者の皆様の状況に即 した申告・納付に関する取組や調査事 務運営を実施してまいります。

適正・公平な課税・徴収の実現を 図っていくためには、税務行政の良き 理解者であります貴法人会の皆様方の 温かい御支援が不可欠であると考えて おりますので、今後とも引き続き御協 力を賜りますようお願い申し上げま す。

結びに当たり、公益社団法人日本橋 法人会のますますの御発展と会員の皆 様方の御健勝を祈念いたしまして、着 任の挨拶とさせていただきます。

#### 山口副署長は異動されました。

新任地での益々のご活躍をお祈り致します。

日本橋稅務署 前副署長 山口 尚子



#### 森田副署長は留任なさいました。

本年度もよろしくお願い申し上げます。

日本橋稅務署 副署長 森田 哲裕



#### 伊辺統括官は留任なさいました。

本年度もよろしくお願い申し上げます。

法人課税第1部門 統括官 **伊辺 憲幸** 



### 税務相談の窓口

#### 税務署審理担当(法人税・源泉所得税関係)のご紹介



法人課税部門 審理専門官 小玉 貴 (法人税担当)



法人課税第1部門 上席調査官(審理) 木村 昇 (法人税担当)



法人課税第1部門 上席調査官(審理) 木戸 康晴 (法人税担当)



法人課税第1部門 国税調査官 (審理) 古庄 康希 (法人税担当)



法人課税部門 審理専門官 内田 志延 (源泉所得税担当)



法人課税第 3 部門 上席調査官(審理) 森下 美子 (源泉所得税担当)



法人課税第3部門 上席調査官(審理) 佐藤 樹 (源泉所得税担当)

## 「会報ライブラリー」開設!!

日本橋法人会の会報が創刊号からご覧いただけることになりました。

「にほんばしかわら版」の前身「日本橋法人会報」の昭和49年8月創刊号から、「にほんばしかわら版」最新号まで、 当会ホームページの「会員専用サイト」にてご覧いただけます。

法人会のあゆみ、当時の世相を知る貴重な資料として、是非アクセスしてみてください!



公益社団法人 日本橋法人会

会員専用サイト

当会ホーム 会員専用サイト GO!

法人会からのお知らせ

部会からのお知らせ

税務署・都税事務所から

会員優待券・資料室

動画ライブラリー

HOME > ライブラリー

法人会事務局 さん 会目情報の編集 パスワードの変更 お問い合わせ

会員紹介登録 こちらで、会員紹介登録を承って おります。

日本橋法人会会報 にほんばし かわら版 (デジタルブック)



2022年夏季号

2022年春季号

るにほんばし

2022年新春号

2021年秋季号

※ご覧いただくには法人会ホームページの「会員専用サイト」へのご登録が必要です。 詳しくは当会ホームページのトップへ!

日本橋法人会



#### 特別企画

## 幸安夫新署長に聴く

インタビュアー: 大島 博 広報担当副会長 ナビゲーター: 飯田 永介 広報委員長

この度、7月のご異動で日本橋税務署長にご着任された幸安夫新署長に大島広報担当副会長と飯田広報委員長がお話を伺いました。

※ソーシャルディスタンスを充分保ち、感染防止に細心の注意を払い行いました。 マスクは写真撮影時のみ外しました。



幸安夫署長

|署長のお名前は「ゆき」署長とお読み |するのですね。

#### まずは名字の由来についてお伺いしてよろ しいでしょうか

名字については、地元では普通に読んでもらえていましたし、うちとは縁のない同じ名字の家もありましたので、特に珍しい名前と

は思っていませんでした。高校を卒業して東京に来てから、珍しい名字だと初めて知りま した。

10年ほど前に福岡の久留米税務署に副署長として勤務した際、福岡の人間でも読めなかったので、名字の由来等をインターネットで調べたところ、一つの説として、鹿児島県の徳之島が発祥で奄美の一字姓、現在は、大



分県の大分市や地元別府に多く見られるそうです。奄美の一字姓というのは、奄美が薩摩藩に支配されていた時代、名字を名乗れるようになった島民は、奄美大島の出身者だと一目で分かるよう、漢字一文字の名字に改められ強制された姓だそうです。

ご出身と幼少期や学生時代の思い出などをお聞かせ頂けますでしょうか。

生まれ故郷や幼少期過ごされたところはど のようなところでしたか

生まれは大分県別府市です。人口10万人程度の街ですが、育ったところは、比較的駅に近いところで、小学校の学区には、温泉地にありがちな、いわゆる歓楽街も含まれていました。

小学校高学年になると、休みの日には、地域の野球チームなどにも参加していましたが、街の中心部にあったゲームセンタに入り浸るなど、あまり素行の良い子供ではなかったと思います。

子供のころの思い出について (どのような遊びをしたかなど) 学生時代はどのように過ごされましたか (クラブ活動や熱中したことなど)

中学の時は、特に部活などやっておらず、

高校に入学してから、兄の影響でラグビー部 に入部しました。別府市には当時、公立の普 通科高校が2校しかなく、うちI校は前年に女 子高から男女共学になった高校でした。2校 がそんなに距離が離れていなかったためか、 受験時には進学希望の高校を選ぶことができ ず、私が入学した高校は、前年に共学になっ た高校でした。入部したラグビー部には、当 然、3年生はおらず、自分たち新入生が入部 して、部員が20名程度の部でした。

当時、県下でラグビー部があったのは10校 くらいで、県大会では、対戦相手に恵まれれ ば、かろうじて1回戦突破というようなチー ムで、2年半の部活動では、公式試合に勝っ たのは、数回という弱小チームでした。

|ご趣味などについてお聞かせくださ |い。

ご趣味や好きな時間の過ごし方など、いく つかありましたら それぞれの魅力について、また、休日の過ご し方などで何かありましたら

恥ずかしながら、これといった趣味を持っていないのですが、昨年、大阪にいた時には、 秋頃から、天気が良ければ週末に、京都、奈 良などの神社仏閣を巡っていました。

もともと、神社仏閣には興味があり、大阪 への異動が決まった時にも、必ず、高野山と 比叡山には行こうと思っていました。

京都、奈良の神社仏閣には、世界遺産が多く、境内等の広さや伽藍の大きさ、また、貴重な仏像等に感激しました。京都市内の寺社の場合、1か所行くと、ほかに行きたい寺社が歩いていける距離にあり、バスも頻繁に走っていますので、一日で3~4か所を巡っていました。

ふだん健康的なことをほとんどやっていないですし、歩くにしても通勤で一日6,000から7,000歩しか歩いていなかったので、週末の神社仏閣巡りは良い運動になりました。

大阪に異動する以前から、できるだけ休日 は歩くようにしていましたし、私は、浅草に 住んでいるのですが、隅田川の河辺や、裏浅 草、浅草寺の裏辺りはなかなか趣のあるとこ ろがあり、一時間程度ぶらぶらと歩いたり、 気が向けば自転車に乗って、目的地も決めず に散策しています。

今回、日本橋の署長になりましたし、管轄 は住まいからも近いので、日本橋管内も散策 したいと思っています。

卒業後、税務の道を歩まれてきたわけですが、今までどのようなお仕事をされてきたのか、また、職務に当たって心がけていることなどございましたらお聞かせください。

今までどのようなお仕事をされてきたのか順に振り返っていただいて、そこで経験されたこと、得られたものなど今、職務で心がけていることがありましたらお聞かせください

高校卒業後、1年3か月の研修を経て、最初に配属されたのが、京橋税務署でした。仕事は、まだ物品税のあった時代の間税部門で3年間おりました。その後、署を異動するとともに仕事も変わり、源泉所得税事務、法人税の調査事務、そして、総務の仕事をしておりました。平成4年の中野税務署での法人税の調査事務を経て、平成5年に東京国税局の査察部に配属されました。以降、平成23年までほとんど査察部に勤務しておりました。

査察部には、希望をして運良く異動になっ

たのですが、ちょうど「マルサの女」が公開 された当時、査察部から異動になってきた先 輩の話を聴き、仕事内容に興味が湧いたのが きっかけです。

今は改善されていますが、私が配属になった頃の査察は、ワーク・ライフ・バランスとはかけ離れた部署でした。

査察部に配属されてそれまでやってきた仕事が役に立たなかったわけではありませんが、調査手続の面や仕事の進め方など、税務署でやってきた調査の仕方等と全く違った面が多かったので、最初の1年くらいは苦労の連続でした。

査察事件は、最終的には検察官に告発することを目的としているのですが、着手してから処理が終わるまで、一般的な事案で6か月前後掛かります。また、証拠物もダンボールで何十箱と差押えたものを全て検討しなければなりません。初めて事案を告発した時には、苦労した分やりがいのあった仕事だったなと感じました。

査察部では実際に調査を担当する部門のほか、調査事案が適正に進行等されているかチェックする審理事務などに従事していました。



大島 博 広報担当副会長



飯田 永介 広報委員長

平成24年には、福岡国税局の久留米税務署 に副署長で異動し、2年間勤務したのち、東 京国税局に戻りました。その後、査察部以外 の仕事として、徴収部の特別国税徴収官、職 員の非行を未然に防止する監察官という仕事 を関東信越国税局で2年間、玉川税務署長、 大阪国税不服審判所勤務を経て、今回の異動 で日本橋税務署長を拝命いたしました。

50歳までは、ほとんどが査察部勤務だった のですが、直近10年ほどを振り返ってみる と、査察以外にいろんな仕事を経験させても らいました。

直前にいた国税不服審判所という部署ですが、ここは、国税庁の特別の機関として、国税庁の特別の機関として、国税庁の特別の機関として、設置されている部署です。税務署なあるに対し、納税者に不服審判所に審査とが、納税者は国税不服審判所に審査ととがあれば自ら調査を行って、裁決を行いますを行った、裁判所的な役割を果たしている部署になります。また、国税不服審判所のトップである所長は、裁判官が就任していますし、審判官という役職の半数は、弁

護士・公認会計士・税理士などの民間専門家 が外部登用されています。

大阪国税不服審判所というのは、国税不服 審判所の大阪支部、つまり、大阪国税局管内 の納税者の審査請求事件の調査・審理を行う 部署になります。

#### ┃日本橋税務署長として着任されて

#### 日本橋管内にはどのような印象を持たれま したか

日本橋税務署の管内には、老舗企業が数多くあり、日本橋を中心とした商業の街、兜町・茅場町を中心とした金融の中枢を担う街がある一方、人形町など下町情緒が溢れる街があるなど、いろんな顔を持った管内だと思います。

今回の異動前に八重洲に行く機会があり、 久しぶりに東京駅の八重洲口に出たところ、 八重洲 I 丁目が再開発されているのを知り ビックリしました。日本橋上の高速道路の地 下化は知っていたのですが、八重洲のほかに も、日本橋地区でも再開発が行われているこ とを最近知りました。インターネットで完成 イメージ図などを見ると数年後が非常に楽し みです。

## 日本橋税務署長としての抱負をお聞かせください

歴史と伝統、また、再開発による新しい文 化が融合するこの日本橋において税務署長を 拝命したことは、誠に光栄であり、また、そ の職責の重さに身の引き締まる思いです。

税務を取り巻く環境は、新型コロナウイル ス感染症の影響、経済取引のデジタル化やグ ローバル化の進展により、これまで以上に急 速に変化しています。

これらの変化に対応するため、国税庁では 納税者の利便性の更なる向上等「税務行政の 将来像」について、税務行政のデジタル・ト ランスフォーメーションの取組を進めている ところです。今後も税に関する情報を発信 し、納税者サービスの充実を図るとともに、 納税者に信頼される税務行政に努めてまいり ます。

また、抱負ということではないかもしれませんが、税務署というのは苦労の多い職場ですし、今、税務の職場も我々が経験してきた時代から、大きく変革している時期でもあります。職員の方々も何かにつけ苦労することも多いと思いますが、署長という立場からは、職員みんなが健康で、気持ちよく仕事をしてもらいたいと思っています。そのために署長としてできるだけのことをしたいと思っています。

日本橋法人会に対する希望やメッ セージをお願いいたします。

日本橋法人会におかれましては、新型コロナウイルス感染症の影響により行動が制限される中においても、十分な対策を講じた上で、研修会や各種セミナーの開催等、法人会の目的の一つである正しい税知識の普及、納税意識の高揚を目的とした活動に熱心に取り組んでいただいており、その活動は税務行政に携わる者として大変心強く感じております。三田会長をはじめ、役員や会員の皆様方の御尽力と熱意ある活動に対し、この場をお借りして深く感謝申し上げます。

現在、税務行政は変革の時を迎えており、 円滑な税務行政の実現には、法人会をはじめ とする関係民間団体の皆様方の御協力が不可 欠です。今後とも、一層の御支援とお力添え を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。



## 第50回 名橋「日本橋」橋洗い開催

日本橋の夏の風物詩、「名橋『日本橋』を洗う会」が7月24日、3年ぶりに開催され、当会も社会貢献委員会、青年部・女性部会の役員を中心に参加しました。

開会セレモニーに続き、消防団の散水をスタートに参加者がタワシ・デッキブラシを手に 日本橋を磨き上げました。







日本橋らんちのためのうまいものめぐり

## ヘルシー Lunch 玄米屋











今回ご紹介するのは、東日本橋にある大人気のおにぎり店「ヘルシー Lunch 玄米屋」。

玄米は白米と比べ、ビタミン・ミネラル・食物繊維を豊富に含んでおり、人間が健康を保つために必要とされる栄養素をほとんど摂取できるため、完全栄養食と言われています。

国産の玄米を店内の圧力鍋で時間を掛けて炊き 上げているため、食感がもちもちしており玄米が 苦手な方にもオススメ。注文を受けてからお作りし ますので、握りたてを堪能していただけます。

平日は朝7:00から営業していますので、出勤時の朝ごはんにもオススメです!

〒103-0004 東京都中央区東日本橋2-14-6

【営業時間】

月~金:7:00~15:00 ±:9:00~15:00

【定休日】日曜日·祝日

ぐるなび

インスタグラム





## 皆様のご支援ありがとうございます!

#### 株式会社ハクエイエンタープライズ 様

より寄附金を頂戴いたしました。



租税教育活動 租税教室



税に関する 絵はがきコンクール



税務研修会 実践セミナー



税を考える週間 街頭 PR 活動

#### 寄附金は個人・法人を問わず、どなたでもしていただけます

- ◆日本橋法人会への寄附金は税制上の優遇措置が受けられます
  - 個人の方のご寄附の場合は所得控除が、法人企業のご寄付は通常の 一般寄附金とは別枠として損金算入が認められます。 詳しくは、日本橋法人会事務局 Tel:03-3667-1736 までお問い合わせください。

#### 会員専用ページメールアドレス登録のお願い

当会では、会員企業の皆様へのサービスを一層充実し、従来以上にご利用いただけますように取り組みを進めております。現在、当会からのご案内等は、書面にて送付またはFAXさせていただいておりますが、今

後、緊急のご案内や情報展開を、直接かつ 適時に実施できる体制を整備いたしたく、 業務多忙の折、誠に恐縮に存じますがメー ルアドレスを下記の方法でご登録いただき ますようお願い申し上げます。

#### メールアドレス登録方法【登録は何名様でも構いません】

下記URLにアクセスし、登録フォームに必要事項を入力し、送信してください。

折り返しログインIDとパスワードをご案内いたします。 http://www.cmate.jeez.jp/data.php?c=touroku



※ご登録いただいた事項や個人情報は、当会の事業運営上の照合並びに当会からの各種連絡、情報提供等当会の事業の円滑な実施のみに使用します。

詳しくは当会ホームページのトップへ!

日本橋法人会



#### 日本橋税務署からのお知らせ

インボイス制度が

始まったら どう変わるの? インボイス制度説明会 申込受付中!

その疑問に お答えします!

#### **公 オンライン説明会を開催中!**

職員が制度の説明をいたします。 毎週開催!随時、申込受付中!質問もチャットで受付!

#### 

オンラインが苦手な方も安心!

各国税局HP又は最寄りの税務署までお問合せください。

※各国税局HP内の「税に関する情報」のインボイス制度説明会をご参照ください。

# 説明会に関する情報 のおりの

#### **心 説明会に参加できない方は、動画で確認!**

スマートフォンやパソコンから過去の説明会の動画をご覧いただけます。

#### インボイス制度について詳しく知りたい

国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」に制度の概要、Q&Aや申請手続に関する情報を掲載しています。

※インボイス制度に関する申請書等を書面で提出される場合は、「インボイス制度特設サイト」から所轄のインボイス登録センターを確認し、送付してください。



#### インボイス制度についての一般的なお問い合わせ

**軽減・インボイス** 電話番号 0120 - 205 - 553 (無料) コールセンター 受付時間 9:00 ~17:00 (土日祝除く)

国税庁(法人番号 7000012050002)

(令和3年12月)

## 年末調整等に関するパンフレットの 送付に係るお知らせ

税務行政につきましては、日頃から深い御理解と多大な御協力をいただき厚く 御礼申し上げます。

経済社会のデジタル化が一段と進展する中、行政についてもデジタル化を進めていくことが重要となっており、国税庁における年末調整に関する情報提供についても、デジタル化に転換していく必要があるところです。

このような状況を踏まえ、あわせて、社会全体の効率化及び行政コスト抑制の観点から、これまで源泉徴収義務者の皆様に全国一律で送付していた<u>年末調整等に関するパンフレット(「年末調整のしかた」、「源泉徴収税額表」及び「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」)に代えて、年末調整の手順や法定調書の作成のしかた等を解説した動画やパンフレット等を掲載した国税庁ホームページのご案内や税制改正に関する情報などを記載したリーフレットを全国一律で送付することといたしました。</u>

年末調整等に関するパンフレットは、9月下旬頃に、国税庁ホームページの「年末 調整がよくわかるページ」に掲載いたします。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、年末調整等関係用紙の配布につきましては、各種申告書等の電子化のご利用状況を踏まえ、昨年同様、特定の日程は設けず、10月下旬より税務署1階にて配布(セルフ方式)することとしました。各種申告書等につきましても更なる電子化のご利用をお願いいたします。

#### ※ 問い合わせ先

源泉所得税関係について

日本橋税務署 源泉所得税担当 TL 03-3663-8451(内線422・423) 法定調書関係について

日本橋税務署 管理運営部門 型 03-3663-8451(内線221・222) 給与支払報告書及び住民税特別徴収について

中央区役所 税務課 課税係 皿 03-3546-5270~5275(直通)

## 地方税共通納税システムのお知らせ

#### ~全国の地方公共団体へ一括して納税可能~

○ ダイレクト納付が実現!! 事前に登録した金融機関口座から 指定した期日に税額を引き落とす ことができる納税方法です。

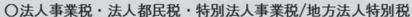


税理士の方など代理人による 納税手続ができます#

○全国の自治体に一括電子納税!! 個人住民税(特別徴収分)や法人二 税などが複数の地方公共団体に対し て、一度の操作で電子的に納税でき ます。

納税事務の負担が軽減されます!!





- ○事業所税 ○個人住民税(特別徴収分、退職所得分)
- 〇都民税利子割·都民税配当割·都民税株式等譲渡所得割



詳しくはホームページをご覧ください。

https://www.eltax.lta.go.jp

エルタックス







中央都税事務所 03-3553-2151(代表)

#### 中央区税務課からのお知らせ

個人住民税額(特別区民税・都民税)の試算がインターネットでできる

## 「個人住民税額シミュレーション」 をご利用ください!!

#### ◆サービス内容

ご自身のパソコンやスマートフォンでホームページにアクセスし、インターネ ット上に表示されるフォームに、給与や年金の源泉徴収票の内容や、そのほかの 所得、控除等を入力していただくと、個人住民税額を試算することができます。 ふるさと寄附金額の目安を試算することも可能です。

※ふるさと寄附金による寄附金税額控除は、ふるさと寄附を行った年の収入、所得及び控除に基づいて控除額 が計算され、その翌年度の個人住民税から控除される制度です。本シミュレーションでは、令和4年度または 令和3年度の個人住民税額を試算し、その税額をもとに目安額を試算しますので、実際の計算結果とは異な る可能性があります。試算額はあくまでも参考としてご利用ください。

#### ◆アクセス方法

「中央区ホームページ」(トップページ⇒暮らし・手続き⇒税金⇒ 住民税⇒個人住民税額シミュレーション)

URL

https://www.city.chuo.lg.ip/kurasi/zeikin/zyuminzei/simulation.html

スマートフォンの方は、こちらの二次元コードからお入りください。



お問い合わせ先 中央区総務部税務課課税係

03-3546-5270 TEL



## 「にほんばしかわら版」新春号 名刺広告 大募集!





代表取締役社長 三田 芳裕 〒 103-0007 中央区日本橋浜町2-31-1 **☎** 03 (3660) 3939

#### 税理士 日本橋 太郎

#### 法人 華子

〒 103-0014 中央区日本橋蛎殻町1-10-7 **25** 03 (3667) 1736

名刺広告見本 サイズ=W56mm H24mm

「にほんばしかわら版」新春号では本年度より祝賀名刺広告を募集しております! ご希望の方は下記の広告申込書にご記入の上、事務局までお申し込みください!

《申し込み方法》

- 1. 下記、申込書に必要事項をご記入の上、メール又はFAXにてお申込みください。 メールでのお申込みは、本文に必要事項をご記入ください。
- 2. 広告申込書が届き次第、事務局からご連絡致します。(掲載内容等確認)
- 3. 掲載料(1枠10,000円※)を指定口座にお振込みください。
- 4. 入金確認後、初校を作成致します。 ※マーク・指定書体使用の場合、1枠12,000円

#### 名刺広告申込書

会社名		
	St t.	
連絡先	ご担当者	

#### 広告掲載内容

掲載を希望しない項目は空欄にしてください。

住	
会社名	
役職・氏名	電話番号
	<u>ент ш л</u>
マーク・指定書体を使用の場合、デー	-ターをメールでご入稿ください。

(注) 掲載順序は申込順です。定数に達次第、締め切らせていただきます。

【協賛金振り込み口座】 みずほ銀行小舟町支店 当座預金 0019738 口座名:公益社法人日本橋法人会

【送信先e-mail】 kanri\_01@nihonbashi-hojinkai.or.jp 【FAX】 03-3663-3307

【連絡先】 公益社団法人日本橋法人会事務局 四03-3667-1736



下記の要項でご応募下さい。正解者 には10名に図書カード(1,000円相当 額)を差し上げます。

#### <応募方法>

官製はがき、又は下記のFAX応募用 に答(①~③のいずれかの記号で答え る)と、会社名・所在地・所属部課・氏名 をご記入の上、ご応募下さい。

なお、官製ハガキの場合は、「秋季号 (第248号)の答」と明記し、問を解答し て下さい。

#### あて先

〒103-0014

中央区日本橋蛎殻町1-10-7 蛎殻町ビル 公益社団法人日本橋法人会事務局

#### 締切日

2022年11月 30日 (当日消印有効)

FAX(3663)3307

#### 発表

新春号(第249号)当会報誌上 (2022年12月末発行) ( **問** ) 令和4年度税制改正により、電子帳簿保存法の改正が行われましたが、当該改正に係る説明として誤っているものは以下の①~③のどれになるでしょうか?

令和3年度税制改正では、申告所得税・法人税に係る保存義務者は、令和4年1月 1日以後に行われた電子取引(請求書・領収書等の授受を電子データで行う取引)の 取引情報(請求書・領収書等)を電子データのまま保存しなければならないこととされていました。

令和4年1月1日から ①令和6年12月31日までの間に行われた電子取引データは、保存要件にしたがって保存できなかったことについて ②やむを得ない事情がある場合には、引き続きその書面による保存が可能となります(宥恕措置)。この宥恕措置の適用に当たっては、③納税者から税務署長への手続などは不要です。

#### 夏季号税金クイズ(247号掲載)の解答

夏季号(第247号)税金クイズの解答は、次のとおりです。

#### 【解答】 ①

(当社は、軽減税率対象品目の販売を行っていませんが、適格請求書発行事業者の登録を必ず受けなければなりません。)

- ① 適格請求書を交付できるのは、登録を受けた適格請求書発行事業者に限られますが、適格請求書発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です。ただし、登録を受けなければ、適格請求書を交付することができないため、取引先が仕入税額控除を行うことができませんので、このような点を踏まえ、登録の必要性をご検討ください。
- ② 免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受ける場合には、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。 この経過措置の適用を受ける事業者が、当該課税期間中に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した場合には、当該課税期間から適用を受けることができます。
- ③ 適格請求書とは、必要な事項が記載された請求書、納品書等の書類をいいますが、一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はなく、交付された複数の書類相互の関連が明確であり、適格請求書の交付対象となる取引内容を正確に認識できる方法(例えば、請求書に納品書番号を記載する方法など)で交付されていれば、これら複数の書類に記載された事項により適格請求書の記載事項を満たすことができます。

#### 抽選結果発表

当会報夏季号(247)に掲載した税金クイズの抽選結果を発表します。

厳正なる抽選の結果、下記の方々が当選されました。おめでとうございました。

海人 木下 鈴木恵美子 三郎 英明 赤西 賢 友田 藤田 青柳 裕子 西田 仁 木村 信一 高木 純香 二好 達也

#### FAX 03 (3663) 3307 日本橋法人会事務局

#### 秋季号(第248号)の答 (FAX応募用)

答 ① · ② · ③ (いずれか正解に○をしてください)

会社名	氏 名
所在地	所属部課

法人会への メッセージ 消費税期限内納付 推 進 運 動

#### 日本橋署新旧幹部職員名簿

令和 4年 7月 11日現在

				令和 4年 7月 11日現在 前 任 者
職名	氏 名	前 任 部 署	氏 名	異動先部署
署長	幸安夫	大阪国税不服審判所 部長審判官	石井 徹	(退職)
副署長(法内)	森田 哲裕	日本橋・副署長(徴法調)	山口 尚子	局・調一・調査審理課・主任国際審理官
副署長(総)	中山 拓治	杉並・法人・特官(指定)	川口篤彦	豊島・徴収・特官(指定)
副署長(徴法調)	星野 克壽	東京国税不服審判所 副審判官	森田 哲裕	(留任)
指管運特官	下川 龍男	(留任)	下川 龍男	(留任)
指法特官(総括)	北沢孝則	大和・副署長	福澤 正隆	局·総務·情報処理官付·(朝霧)(再)
指法特官	牛嶋 俊明	江東西・法人・特官	1417 111	74 4843 HTK/C-I III (1744) (137
指源特官	高野浦 信昭	(留任)	高野浦 信昭	(留任)
総務課長	植山和代	大月・総務課長	平島慎吾	局・課一・資料総括・課長補佐
管運特官	浦田 志保	(留任)	浦田 志保	(留任)
管運特官	澤村 益美	神田・管運1・統括官	澤達也	横浜中・管運・特官(指定)
管運1統括	上田右人	(留任)	上田右人	(留任)
管運連調	中村裕	板橋・管運・連調官	福島 理英子	中野・管運2・統括官
管運2統括		(留任)	出口豊秀	(留任)
管運3統括				
	甕 宏昌	藤沢・管運3・統括官		目黒・管運3・統括官
管運4統括	局 圭子	(留任)	局 圭子	(留任)
徴収統括	長野 満男	局・徴収部・徴収特官付・主査	加藤ゆり子	麹町・徴収・統括官
個1統括	瀬畑義行	税務大学校・東京研修所・教育官	田中 雅之	東金・個人1・統括官
個2料統括	藤島 満寿夫	京橋・特官(開発)・連調官	齊藤啓児	横浜中・個人2・統括官
資産統括	室岡 崇	(留任)	室岡 崇	(留任)
法人特官	天沼 晃	(留任)	天沼 晃	(留任)
法人特官	福西 譲	新宿・法人特官・特官	宗形 吉光	(退職)
法人特官	小林 康行	神田・法人特官・特官	井上 雅雄	千葉南・法人・特官(指定)
法人特官	佐藤 智雄	(留任)	大川 忠夫	芝・法人特官・特官
法人特官	中田 昌宏	(留任)	歌門 一隆	西新井・法人5・統括官
法人特官	若林 英司	渋谷・法人特官・特官	佐藤 智雄	(留任)
法人特官	池谷 俊彦	千葉西・法人1・統括官	中田 昌宏	(留任)
法人特官			内山 晴清	本所・法人特官・特官
特官連調官	吉田 悟	麹町・法人特官・上席	青山 恵美子	京橋・国際税務専門官・(源泉)・国際官
源泉特官	本多 文美子	麹町・源泉特官・特官	馬場 章	品川・法人特官・特官
法1統括	伊辺 憲幸	(留任)	伊辺 憲幸	(留任)
法連調官	佐藤 ゆう子	葛飾・法人1・連調官	菅ノ又 密	局・査察・主査
法2統括	早瀬 陽子	(留任)	早瀬 陽子	(留任)
法3統括	和田 志保	四谷・法人3統括官	村山 奈緒美	四谷・法人3・統括官
法4統括	相良 健一	(留任)	相良 健一	(留任)
法 5 統括	稲森 浩二	(留任)	稲森 浩二	(留任)
法6統括	田中 寛之	茂原・法人2・統括官	賀川 恭代	局・調一・国際官
法7統括	小国 国明	京橋・法人10・統括官	遠藤 敏	千葉南・法人5・統括官
法8統括	石川 進	(留任)	石川 進	(留任)
法9統括	日暮 等	(留任)	堀内 順子	神田・審理専門官(法人)
法10統括	大場 瑞香	(留任)	日暮 等	(留任)
法11統括			大場 瑞香	(留任)
国際専門官(法人)	清水 光弘	東京上野・国際専門官(法)・国際官	尾崎 光俊	局・調四・主査
国際専門官(法人)	猪股 正稔	千葉東・国際専門官(法)・国際官		
国際専門官(源泉)	五十嵐 雅	局・調四・調53・主査	鈴木 礼美	麹町・国際税務専門官(源泉)・国際官
審理専門官(法人)	小玉 貴	(留任)	小玉 貴	(留任)
審理専門官(源泉)	内田 志延	(留任)	内田 志延	(留任)
課長補佐	上松 明子	(留任)	上松 明子	(留任)
総務係長	成松 栄太郎		菊池 航	渋谷・総務・総務係長
会計係長	河野 雅弘	江戸川北・総務・会計係	朝日亮太	局・調一・国際調査管理・調査官
ム田が区	173 AE 3A		ガロ 光人	一一一一一一一一一

統括官・審理官の担当支部一覧表

支 部 名	支部長名	会 社 名	担当統括官	審理担当官
本町1丁目支部	玉木章夫	日高産業(株)	稲森 5 統括	木戸上席
本町2丁目支部	小西茂之	小西安(株)	稲森 5 統括	木戸上席
本町3丁目支部	橋本泰蔵	岩井化学薬品(株)	稲森5統括	木戸上席
本町4丁目支部	小林正幸	小林香料(株)	稲森 5 統括	木戸上席
室町1丁目支部	鳴島隆	ミカド珈琲店	稲森 5 統括	木戸上席
室町2・3・4丁目支部	田中廣	タナチョー(株)	稲森 5 統括	木戸上席
本石町支部	小野田 明範	(株)システムサービス	稲森 5 統括	木戸上席
小舟町支部	平野熙幸	鈴善(株)	田中6統括	木戸上席
堀留町1丁目支部	長岡秀恭	長岡鉄筋コンクリート(株)	田中6統括	木戸上席
堀留町2丁目支部	小林賢滋	(株)戸田屋商店	田中6統括	木戸上席
富沢町支部	高梨壮雄	高梨(株)	田中6統括	木戸上席
大伝馬1丁目支部	小野義房	(株)小野商店	田中6統括	木戸上席
大伝馬2丁目支部	長谷川豊	ヤマト(株)	田中6統括	木戸上席
大伝馬3丁目支部	関口利子	(株)丸中運動具店	田中6統括	木戸上席
小伝馬1丁目支部	宮城精一	宮城鋼具(株)	田中6統括	木戸上席
小伝馬2丁目支部	鈴木敏之	鈴新金物(有)	田中6統括	木戸上席
小伝馬3丁目支部	池田正司	(有)池田商店	田中6統括	木戸上席
人形町1丁目支部	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	(117121717171	小野7統括	木戸上席
人形町芳人支部	志賀真二	(有)きく家	小野 7 統括	木戸上席
人形町2-1支部	大塚平吉	(有)束建	小野7統括	木戸上席
人形町2-2・浪花・人3支部	戸塚建三	(有)阪田屋	<u>小野 7 統括</u>	木戸上席
人形町2-3支部	7 20 20	(11/1/// 11/12	小野7統括	木戸上席
蛎殼町1丁目支部	山梨成一	(有)ヤマナシビル管理	小野7統括	木戸上席
蛎殼町北部支部	小幡 新太郎	(有)小幡薬局	小野 7 統括	木戸上席
蛎殼町東部支部	4 1H 2012 (4) 1	(11) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	小野7統括	木戸上席
小網町支部			小野7統括	木戸上席
箱崎支部	岩田東一	(株)い和多	小野7統括	木戸上席
東日本橋2丁目支部	渡辺秀次	(有)相鴨鳥安	石川 8 統括	木戸上席
横山町支部	鳥山博司	日東タオル(株)	石川 8 統括	木戸上席
馬喰町支部	福本義朗	(株)フクモト	石川 8 統括	木戸上席
東日本橋3丁目支部	小沢正彦	小沢(株)	石川8統括	木戸上席
東日本橋1丁目支部	堀越雅夫	堀越ネクタイ(株)	石川 8 統括	木戸上席
久松町支部	外川隆康	(株)久松商事	石川8統括	木戸上席
浜町西·中洲·浜3東支部	廣田勝國	(株) ヒロタテ゛ータサーヒ゛ス	石川 8 統括	木戸上席
浜町金座親合支部	鈴木健治	(資)大金鳥店	石川8統括	木戸上席
浜町1丁目支部	木村 ヨシ子	(株)東京洋菓子倶楽部	石川 8 統括	木戸上席
浜二支部	福田昭三	(有)福田	石川8統括	木戸上席
浜3西部支部	高橋秀夫	(株)津多屋	石川8統括	木戸上席
八重洲支部			日暮9統括	木戸上席
通り1丁目支部	近藤昌義	(株)日本橋紫山堂	日暮9統括	木戸上席
通り2丁目支部	山本 嘉兵衛	(株)山本山	日暮9統括	木戸上席
通り3丁目支部	山川秀樹	(株)山川商会	日暮9統括	木戸上席
日本橋1・2・3丁目支部	峰岸昌弘	峰岸不動産(株)	日暮9統括	木戸上席
兜町支部・茅場町2・3丁目支部	江本良雄	(株)松よし	日暮9統括	木戸上席
茅場町1丁目支部	吉田博昭	(資)長寿庵	日暮9統括	木戸上席

※各支部研修会には、上記担当括官及び木戸上席が出席させていただきますので、よろしくお願いします。

#### 日本橋法人会の今後の予定

開催日	行 事 内 容	会 場	開始時刻
令和4年10月 6日(木)	新設法人説明会	日本橋税務署	13:30~16:00
令和4年10月11日(火)	インボイス制度導入理解のためのセミナー	日本橋公会堂	13:00~14:30
令和4年10月24日(月)	事業・資産承継セミナー	スペースまる八	13:00~15:40
令和4年10月25日(火)	10月決算法人説明会	日本橋税務署	13:30~16:00
令和4年11月2日・8日	日商 原価計算初級講座(全2回)	法人会研修室	13:00~15:30
令和4年11月 2日(水)	調査部所管法人税務研修会	日本橋公会堂	13:30~16:00
令和4年11月22日(火)	11月決算法人説明会	日本橋税務署	13:30~16:00
令和4年11月24日(木)	決算書基礎講座	スペースまる八	13:00~16:00
令和4年12月 2日(金)	4・5・6・7の部地区合同税務研修会・座談会	横山町奉仕会館	10:30~12:30
令和4年12月 6日(火)	新設法人説明会	日本橋税務署	13:30~16:00
令和4年12月 9日(金)	12月決算法人説明会	東実健保会館	13:30~16:00
令和4年12月14日(水)	インボイス制度導入理解のためのセミナー	日本橋公会堂	13:00~14:30

「無料税務・労務相談」「無料法律相談」は水曜日開催中(隔週)。 詳細が決定次第、ホームページにUPいたします。是非ごらんください!!

※日程・会場等変更になる場合がございますので、お申し込みの際には事務局に必ずご確認下さい

最新の情報はホームページをご覧下さい!! 日本橋法人会

Q 検索

#### ■ 編集後記 ■

「にほんばしかわら版」第248号・秋季号をお届けします。今号は日本橋税務署定期異動に伴う新旧税務 署長のご挨拶から始まり、恒例の特別企画「新署長に聴く」では、ご着任早々の幸安夫署長と広報担当大島 副会長の誌上対談を掲載しました。新署長が歩まれた税務行政のご公務の中で、特に長く勤められた査察 部でのご経験や直前部署の国税不服裁判所のお話など興味深く伺いました。新署長の飾らない気さくな お人柄そのままに和気藹々とした対談になりました。

つづいては第50回"名橋「日本橋」橋洗い"開催の報告です。3年ぶりに日本橋の夏の風物詩が帰ってき ました。猛暑の中、参加者の皆さんの元気一杯の様子が伝わってきます。

"らんちのためのうまいものめぐり"は東日本橋の「ヘルシー Lunch 玄米屋」。完全栄養食の"玄米おに ぎり"はヘルシーでしかも旨い!大人気の店です。ぜひ一度お試しください。

税務署、都税事務所、中央区からのお知らせ は大事な情報ですので必ずお目通しを。特にイ ンボイス制度に関する説明会のご案内は要注目 です。

本年度より「にほんばしかわら版」新春号の祝 賀名刺広告の募集を広く呼び掛けています。多く の方々にご理解とご協力をいただきますよう、よ ろしくお願い申し上げます。

広報委員長 飯田 永介

#### にほんばし かわら版

令和4年秋季号

第248 号(通巻291 号)

発行所 中央区日本橋蛎殼町1-10-7

公益社団法人 日本橋法人会

話 (3667)1736・1737

E-mail:support\_1@nihonbashi-hojinkai.or.jp

発行人 会 長 三田 芳裕 広報委員長 飯田 永介 編集人